

会費等に関する規程

(定款第 10 条第 1 項)

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 10 条第 1 項の規定に基づき、会費の納入に関し、必要な規則を定めるものとする。

(会費)

第 2 条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

(1) 普通会費

| | | |
|-----------|-------|-------|
| ア 市町村会員 | (ア) 市 | 10 万円 |
| | (イ) 町 | 7 万円 |
| | (ウ) 村 | 5 万円 |
| イ 法人・団体会員 | | 3 万円 |
| ウ 個人会員 | | 1 万円 |

(2) 森林面積割会費

市町村会員は、各市町村の管内民有林面積に比例して、総額 500 万円を分担して納入する。(別紙 森林面積割会費表)

(3) 事業割会費

ア 市町村会員

下記の(ア)及び(イ)で得た額の合計額に調整率を乗じて得た額
(ア) 会員が所管する地域内において、県営事業及び県代行事業によって施工された前々年度の治山事業(保安林整備を含む)、森林整備事業、木材流通加工等施設整備事業のそれぞれの施工額に基づき、別に定める計算方法 1 で得た額

(イ) 会員が、県(国)補助事業として施工した前々年度の治山事業(保安林整備を含む)、森林整備事業、木材流通加工等施設整備事業のそれぞれの施工額に基づき、別に定める計算方法 2 で得た額

イ 法人・団体会員

会員が県営事業及び県代行事業を請負又は受託によって若しくは県補助事業の補助を受けて施工した治山事業(保安林整備を含む)、森林整備事業のうち林内路網整備事業、木材流通加工等施設整備事業のそれぞれの施工額に基づき、別に定める計算方法 2 で得た額に調整率を乗じて得た額

2 前項第 3 号ア及びイの計算に用いる調整率は、毎年度、理事会において定め、総会において承認をうけることとする。

(会費の納期)

第 3 条 会員は、毎事業年度、10 月、12 月、3 月の各納期に、会費年額を 3 等分し納入することとする。ただし、年額 50 万円未満の会費を納入する会員は、10 月納期に全額を、また、年額 50 万円を以上 100 万円未満の会費を納入する会員は 10 月、12 月納期に 2 等分して納入するものとする。

(中途入会の会費及び納期)

第4条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会の承認月が事業年度の第1四半期の場合は、普通会費年額の全額とし、また、第2、第3四半期の場合は、普通会費年額の半額とし、第4四半期の場合は免除する。

2 前項の会費の納入は、この法人から入会承認の通知を受けた日から15日以内とする。

(会費の免除)

第5条 理事会は、次ぎのいずれか該当する個人会員については、第2条第1項の規定にかかわらず、会費を免除することができる。

- (1) 市町村会員及び法人・団体会員に所属する個人会員から免除の申請があった場合
- (2) 免除すべき相当の事由があると認めるとき

(入会金)

第6条 この法人は、定款第11条の規定により会員が会員資格を喪失した場合、会員が既に抛出した金品及びこの法人の財産に関する権利を喪失すること、また、定款第59条及び第60条の規定により解散するにあたっては、公益目的取得財産の残額及びその他の残余財産をこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与することとしていて、会員に財産等の分与することはないことから入会金を徴収しないこととする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人岐阜県山林協会の認定を受け、公益社団法人の登記の日(平成24年6月1日)から施行する。

2 この規定は平成26年度会費から適用する。

会費に関する規定附属 1

森林面積割会費の根拠とする民有林面積は、前年度の2月時点での最新統計に基づくものとし、計算表は毎年作成する。

市町村面積割会費 計算表 (平成26年度会費用)

| 市町村名 | 民有林森林面積 | 同左比率 | 面積割会費額 | 会費額 | 備 考 |
|-------|--------------|--------|-----------|---------|-----|
| | 単位 : ha | | 単位 : 円 | 単位 : 千円 | |
| 岐阜市 | 5,845 | 0.0086 | 42,833 | 43 | |
| 各務原市 | 1,717 | 0.0025 | 12,583 | 13 | |
| 山県市 | 17,986 | 0.0264 | 131,805 | 132 | |
| 本巣市 | 27,417 | 0.0402 | 200,918 | 201 | |
| 大垣市 | 10,871 | 0.0159 | 79,665 | 80 | |
| 海津市 | 3,032 | 0.0044 | 22,219 | 22 | |
| 養老町 | 1,813 | 0.0027 | 13,286 | 13 | |
| 垂井町 | 3,294 | 0.0048 | 24,139 | 24 | |
| 関ヶ原町 | 3,802 | 0.0056 | 27,862 | 28 | |
| 揖斐川町 | 67,922 | 0.0995 | 497,747 | 498 | |
| 大野町 | 546 | 0.0008 | 4,001 | 4 | |
| 池田町 | 1,563 | 0.0023 | 11,454 | 11 | |
| 関市 | 37,588 | 0.0551 | 275,453 | 275 | |
| 美濃市 | 8,815 | 0.0129 | 64,598 | 65 | |
| 郡上市 | 89,787 | 0.1316 | 657,979 | 658 | |
| 美濃加茂市 | 2,966 | 0.0043 | 21,735 | 22 | |
| 可児市 | 3,367 | 0.0049 | 24,674 | 25 | |
| 坂祝町 | 465 | 0.0007 | 3,408 | 3 | |
| 富加町 | 644 | 0.0009 | 4,719 | 5 | |
| 川辺町 | 2,859 | 0.0042 | 20,951 | 21 | |
| 七宗町 | 6,749 | 0.0099 | 49,458 | 49 | |
| 八百津町 | 10,144 | 0.0149 | 74,337 | 74 | |
| 白川町 | 20,995 | 0.0308 | 153,856 | 154 | |
| 東白川村 | 7,422 | 0.0109 | 54,390 | 54 | |
| 御嵩町 | 3,292 | 0.0048 | 24,124 | 24 | |
| 多治見市 | 4,243 | 0.0062 | 31,094 | 31 | |
| 瑞浪市 | 11,910 | 0.0175 | 87,279 | 87 | |
| 土岐市 | 7,521 | 0.0110 | 55,116 | 55 | |
| 中津川市 | 37,521 | 0.0550 | 274,962 | 275 | |
| 恵那市 | 33,951 | 0.0498 | 248,800 | 249 | |
| 下呂市 | 55,322 | 0.0811 | 405,412 | 405 | |
| 高山市 | 119,492 | 0.1751 | 875,664 | 876 | |
| 飛騨市 | 56,269 | 0.0825 | 412,352 | 412 | |
| 白川村 | 15,164 | 0.0222 | 111,125 | 111 | |
| 計 | 682,294 | 1 | 5,000,000 | 4,999 | |
| | 0.0000014656 | | 5,000,000 | 賦課総額 | |

岐阜県森林・林業統計書 (平成25年3月刊行) 所有形態別森林面積の民有林面積による

会費等に関する規程第 2 条第 1 項第 3 号 に規定する別に定める計算方法

1 第 2 条第 1 項第 3 号のア（ア）に規定する別に定める計算方法 1

県営事業及び県代行事業によって施工された前々年度の治山事業（保安林整備を含む）、森林整備事業、木材流通加工等施設整備事業のそれぞれの施工額を下記の区分に分割し、その区分毎に下記の率を乗じて得た額を加算して得られた額

| 施工額の分割区分 | 乗じる率 |
|----------------------|------------|
| 5,000 万円以下の額 | 1 千分の 5. 0 |
| 5,000 万円を超え 1 億円以下の額 | 1 千分の 4. 0 |
| 1 億円を超え 5 億円以下の額 | 1 千分の 3. 0 |
| 5 億円を超え 1 0 億円以下の額 | 1 千分の 2. 5 |
| 1 0 億円を超え 1 5 億円以下の額 | 1 千分の 1. 5 |
| 1 5 億円を超え 2 5 億円以下の額 | 1 千分の 0. 5 |
| 2 5 億円を超える額 | 1 千分の 0. 1 |

2 第 2 条第 1 項第 3 号のア（イ）及びイに規定する別に定める計算方法 2

県営事業及び県代行事業を請負又は受託によって若しくは県補助事業の補助を受けて施工した治山事業（保安林整備を含む）、森林整備事業のうち林内路網整備事業、木材流通加工等施設整備事業のそれぞれの施工額を下記の区分に分割し、その区分毎に一定の率を乗じて得た額を加算して得られた額

| 施工額の分割区分 | 乗じる率 |
|----------------------|------------|
| 5,000 万円以下の額 | 1 千分の 3. 5 |
| 5,000 万円を超え 1 億円以下の額 | 1 千分の 2. 5 |
| 1 億円を超え 5 億円以下の額 | 1 千分の 1. 5 |
| 5 億円を超え 1 0 億円以下の額 | 1 千分の 0. 5 |
| 1 0 億円を超える額 | 1 千分の 0. 1 |